

生物多様性をとりまく制度

～「生物多様性条約」と「生物多様性基本法」を中心に～

2009年11月27日(金)



株式会社ノルド社会環境研究所
菌 巳晴

本プレゼンテーションについて

企業活動と生物多様性を考える前に・・・

- “企業と生物多様性”が一躍脚光を集めはじめたきっかけ、「生物多様性条約」、「COP10」とは、そもそも何か？
- よく耳にする「生物多様性国家戦略」とは何か？
- 日本における生物多様性保全の理念を示す基本法、「生物多様性基本法」は何を定めているのか？

・・・という生物多様性をとりまく制度の基本部分を確認する。

生物多様性条約の概要

- 正式名称「生物の多様性に関する条約」
- 英語名称「Convention on Biological Diversity」(略してCBD)

- 交渉開始:1980年代後半～
- 採 択:1992年5月
⇒国際生物多様性の日(5月22日)
- 署名開放:1992年6月(環境と開発に関する国連会議[リオデジャネイロ];いわゆる「リオの地球サミット」)
⇒気候変動枠組条約と双子の条約
- 日本批准:1993年5月
- 条約発効:1993年12月
- 締約国数:193ヶ国(2009年12月10日)
※アメリカ合衆国は未加盟

生物多様性条約の特徴

- 人間活動が生態系に深刻な影響を及ぼし、生物種の絶滅が加速度的に進行しているという認識に基づいている。
⇒必ずしも科学的知見は十分ではないが漸次的に取り組む。
- 一定の観点から特定の種や特定の地域を保全しようとするものではなく、より包括的に生物多様性保全を図っていかうとしている。
⇔従来の「ラムサール条約」「ワシントン条約」等
- 経済的インセンティブによって生物多様性保全を促進するという観点に基づいて制度設計されている。
- 生物多様性の「保全」だけではなく、多分に「利用」に目が向けられている。
- 締約国に自国の自然資源に対する主権的権利を認めている。
- 米国が未加盟の一方で、数多くの開発途上諸国が加盟している。
- 自然保護だけではなく、農林水産業やバイオ産業における資源利用、バイオテクノロジー等の技術、知的財産権の取扱い、遺伝子組換え生物の安全な取扱いなど幅広い領域に関係する。

従来、国内では一部関係者を除いて、自然保護の条約とみなされがちで地球温暖化対策ほどの注目を集めなかったが・・・

生物多様性とは？ -条約の定義-

- しばしば言及される“3つの多様性”は生物多様性条約における定義に基づく。

あえて、条約の定義を...

- **すべての生物** の間の変異性をいう。

- 種内の多様性
 - 種間の多様性
 - 生態系の多様性
- } を含む。

○生息の場
○生育の場
-陸上生態系
-海洋生態系
-その他の水界生態系
-これらが複合した生態系
のいかなを問わない

⇒ 希少な生物、ある生物の重要な生息地、...だけではなく(それらも含め)、ごくありふれた身近な生物も含めて、その違い、多様さを指す。それが大切という考え方。

生物多様性の意味合い

- 長い年月を経て環境に適応しながら生命が進化した結果、多様な生物が存在している。
 - そして、相互に依存し、関わりあいながら生きている。
 - 種内の多様性<遺伝子の多様性>
⇒同じ種の中でも遺伝子の違いから、形、大きさ、色合い、模様、適応能力など、多様な個体が存在
 - 種間の多様性<種の多様性>
⇒動物、植物から微生物にいたるまで、多様な種が存在
 - 生態系の多様性
⇒それぞれの生物が自然条件に応じて生息し、その結果として、森、砂漠、里山、川、湿地、海などの多様な生態系を形成
- ⇒できる限り変異性に富む遺伝形質を残し、維持していく。

生物多様性条約の目的

3つの目的

- 生物多様性の保全
- 生物多様性の構成要素(≡生物資源)の持続可能な利用
- 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

3つの目的達成のための主な手段

- 適当な遺伝資源アクセス
- 適当な技術移転
- 適当な資金供与

により達成する。・・・経済的インセンティブ

企業が生物多様性に取組む必要性の一つの重要な背景
一方、条約の規定自体は本来、国家間の問題ではあるが、
企業にとっても取組む上での原点(ヒント)にもなる

<生物資源>

生物多様性が現在あるいは将来に私たちにもたらしてくれる価値に着目して、動植物や微生物、それらの部分のことを“生物資源”と呼ぶ。

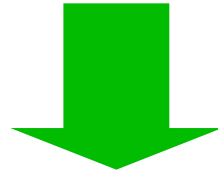
<遺伝資源>

生物資源の中でも、バイオテクノロジーの対象となるような遺伝機能に伴う働きに着目するときに、“遺伝資源”と呼ぶ。

- ・・・厳密には異なる概念で遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)においては、適用対象の範囲に関して難しい論点となるが、一般に企業が生物多様性対応を図る上での理念としては、生物資源に拡張して捉えればよい(そのほうが、取組みの可能性が広がる面もある)。

締約国会議(COP)

- 生物多様性条約は各締約国による履行によって目的が達成される。
- 科学的知見などを蓄積しながら、各締約国の実行を積み重ねて、漸次的に進展する枠組み。
- 履行の進捗や成果・課題の共有、条約義務の具体化、意思決定のために定期的に締約国会議(Conference of the Parties; COP)を開催。



2010年10月18日～29日

第10回締約国会議(COP10)が日本・名古屋で開催

＜日本が議長国に＞

生物多様性に関する約1万人規模の国際会合

COP10の意義

- 2010年は国際的な生物多様性の取組みの重要な節目となる。
 - 2010年は国連の定める「国際生物多様性年」
 - COP6(2002ハーグ)で採択された生物多様性条約戦略計画に掲げられる「2010年目標」(締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる)の達成年
 - COP10直前に国連総会で生物多様性に関する首脳級会合が開催予定
- COP10では生物多様性条約における重要問題が議題になる。
 - 【COP10主要議題】**
 - 条約戦略計画の改定(2010年目標の達成状況の検証とポスト2010年目標の作成)
 - 遺伝資源アクセスと利益配分(ABS)に関する国際レジーム(COP10で検討終了)
 - 海洋及び沿岸域と保護地域
 - 生物多様性と気候変動
 - 生物多様性の持続可能な利用(日本はSATOYAMAイニシアティブを提案)
 - 生物多様性版IPCCの設置、科学的基盤の強化
 - 資金メカニズム
 - ビジネスと生物多様性
 - 都市と生物多様性
 - (カルタヘナ議定書MOP5; 責任と救済)
- ホスト国となる日本は、国だけではなく、自治体、企業、市民を含めて、イニシアティブを発揮できるか、国際社会の注目の的になる。

生物多様性条約における企業参加の要請

- 本来、条約は企業を直接拘束するものではないが、生物多様性条約の目的達成のためには企業を含む幅広い民間参画が必要不可欠との認識が広がっている。

COP8(2006/クリチバ)

- 「民間部門に条約への参画を促す決議」
 - 企業の経営方針や企業行動の条約の3つの目的への適合
 - 2010年目標達成に貢献する自主的取組みの報告
 - COPなどの会合等への参加 } 奨励

COP9(2008/ボン)

- 「生態系と生物多様性の経済学(The Economics of Ecosystems and Biodiversity; TEEB)」中間報告(2007年G8環境大臣会合の合意による経済価値評価の研究)
⇒COP10で最終報告予定。
- ドイツ政府が主導する「ビジネスと生物多様性(B&B)イニシアティブ」が発足
⇒生物多様性条約の目的に賛同して、環境マネジメントシステムに生物多様性を導入する取組みを宣言。




COP10(2010/名古屋)

生物多様性国家戦略とは？

- 生物多様性条約(第6条)に基づいて、締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国家的戦略または計画

<日本の動き>

- 1993年 生物多様性条約批准
- 1995年 「生物多様性国家戦略」決定
- 2002年 「新・生物多様性国家戦略」決定
- 2007年 「第3次生物多様性国家戦略」決定
- 2009年度(予定) 生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略として位置づけるための見直し



生物多様性の状況、法制定・法改正、国際動向など内外の情勢変化を踏まえて見直し

第3次生物多様性国家戦略と企業

第3次生物多様性国家戦略

副題: 人と自然が共生する「いきものにぎわいの国づくり」を目指して
閣議決定: 2007年11月27日

地域戦略の策定と推進における企業を含む参加・連携の必要性
(知見・価値観の活用、意見反映、モニタリング参加など)

● 第1部 戦略

- 生物多様性の重要性(いのちと暮らしを支える生物多様性)
- 課題(第1の危機; 開発等による減少・絶滅等、第2の危機; 里山等の手入れ不足による変化、第3の危機; 外来種等による生態系かく乱、地球温暖化による危機)
- 長期的視点(100年計画)と**多様な主体の参画(地域での活動に結びつけるための地方や企業による取組の必要性)**などの基本的視点

生物多様性基本法

- 4つの基本戦略

I 生物多様性を社会に浸透させる

地域戦略策定の促進

企業等の民間参画の推進

- II 地域における人と自然の関係を再構築する
- III 森・里・川・海のつながりを確保する
- IV 地球規模の視野を持って行動する

生物多様性地域戦略策定の手引き
(2009年9月)

生物多様性民間参画ガイドライン
~事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために~
(2009年8月)

● 第2部 行動計画

(約660の具体的施策と実施省庁、34の数値目標)

- 企業活動が様々な場面で生物多様性に影響、または恩恵(原材料調達、遺伝情報活用、土木建築など)
- 企業活動は消費者意識に支えられ、消費行動と密接な繋がり
- 企業活動全般(CSR活動を含む)を通じ保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みに組み込むことが重要

生物多様性基本法とは？

- 日本では従来、生物多様性条約は個別の法律によって国内実施
 - － 自然環境保全法、自然公園法、種の保存法、鳥獣保護法、外来生物法、文化財保護法・天然記念物制度、自然再生推進法などの自然保護関係法制
 - － カルタヘナ法
 - － 環境影響評価法
 - － その他、都市計画・土地利用関係法制、森林関係法制、河川関係法制、海岸関係法制、漁業関係法制など

国以外の様々な主体を含む
責務の明確化の要請

生物多様性条約と
国際的な生物多様性への
関心の高まり

COP10名古屋に向けた
イニシアティブ発揮の必要

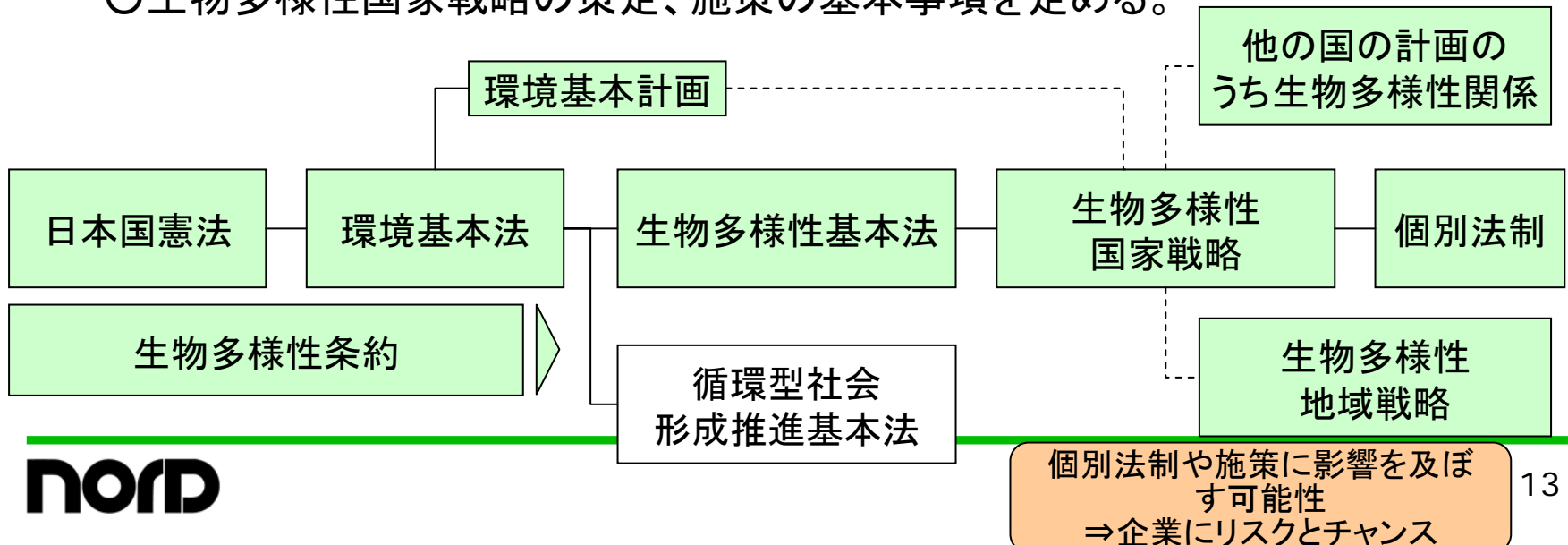
- 2008年6月、議員立法(自民・民主・公明)により、生物多様性保全・持続可能な利用を総合的・計画的に推進するための基本法が成立・施行
⇒生物多様性分野の理念、基本政策・方針を宣明
生物多様性関係法制全体を束ねる上位法
生物多様性施策の一層の推進

生物多様性基本法の目的と法体系

生物多様性条約の3つ目の目的は対象範囲外
(遺伝資源利用の利益配分)

目的

- 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、
 - 豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、地球環境保全に寄与
- ▲
- 環境基本法の基本理念にのっとり、
 - 基本原則を定める。
 - 国、自治体、事業者、国民・民間団体の責務を明らかにする。
 - 生物多様性国家戦略の策定、施策の基本事項を定める。



生物多様性基本法の基本原則

生物多様性の保全

- 野生生物種の保存、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じた保全を旨とする(法3条1項)

生物多様性の利用

- 生物多様性に及ぼす影響の回避又は最小となるような国土・自然資源の持続可能な利用を旨とする(法3条2項)

生物多様性の保全及び持続可能な利用

- 科学的知見の充実努力と予防的取組み方法及び監視と科学的評価を反映する順応的取組み方法による対応を旨とする(法3条3項)
- 長期的観点からの生態系等の保全及び再生に努めることを旨とする(法3条4項)
- 地球温暖化が生物多様性に深刻な影響があることと、生物多様性保全・持続可能な利用が地球温暖化防止等に資するとの認識を旨とする(法3条5項)

生物多様性基本法と企業の関わり

事業者の責務(法第6条)

- 事業者は、基本原則にのっとり、生物多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努める
- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響を把握する
- 他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物多様性に配慮した事業活動を行う、など

国の関係施策

- 生物多様性に配慮した原材料使用、エコツーリズム、有機農業など、事業活動における生物多様性に及ぼす影響を低減するための取組みの促進(法19条1項)
- 情報公開、生物多様性に配慮した消費生活の重要性の理解増進等による生物多様性に配慮した事業活動の促進(法19条2項)
- 生物資源の適正利用・有効活用の推進(法18条)
- 事業計画立案から実施までの段階における生物多様性影響の調査・予測・評価とその結果に基づく保全に関する適正配慮の推進(法25条)
- 生態系被害の恐れのある外来生物、遺伝子組換え生物等の飼養・使用等の規制(法16条1項)
- 生態系被害の恐れのある化学物質の製造等の規制(法16条2項)
- 事業者を含む多様な主体の連携・協働、自発的活動の促進(法21条1項～3項)

小括

- 本来、企業を拘束するものではない生物多様性条約にも企業が積極的に参加する必要があるという機運が高まっている。
- 取組み方を考えていく上で、経済的インセンティブによる保全促進を旨とする制度設計がなされている生物多様性条約の基本枠組みも参考になる。
- 事業領域に応じた個別の関係法制への対応だけでなく、内外の情勢や生物多様性基本法が個別法制や施策に及ぼす影響を意識して、リスクとチャンスを見つめる必要がある。

ご清聴ありがとうございました。

本発表についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

株式会社ノルド社会環境研究所 調査研究部 菌 巳晴

E-mail: sono@nord-ise.com

Tel: 03-5524-7333 FAX: 03-5524-7332

〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-10 フォレストタワー7F